

令和5年第4回神崎町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年9月5日(火曜日) 午前10時01分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 神崎町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第4号 神崎町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 令和5年度神崎町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第7号 令和5年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第8号 令和5年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 認定第1号 令和4年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和4年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和4年度神崎町水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 報告第1号 令和4年度健全化判断比率について
- 日程第17 報告第2号 令和4年度資金不足比率について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	池田	孝幸	君	2番	鈴木	司	君
3番	椿	浩一	君	4番	大原	秀雄	君
5番	高柳	智	君	6番	荒井	葉一	君
7番	鈴木	節子	君	8番	石橋	伸一	君
9番	高橋	正剛	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君																				
教	育	長	小川	泰求	君	総	務	課	長	廣瀬	裕	君												
総	務	課	企	画	財	政	担	当	課	長	池上	至人	君											
ま	ち	づ	く	り	課	長	石橋	正彦	君	町	民	課	長	澤田	達也	君								
ま	ち	づ	く	り	課	主	幹	越川	勝也	君	ま	ち	づ	く	り	課	主	幹	越川	勝也	君			
保	健	福	祉	課	長	石井	達矢	君	教	育	課	長	浅野	憲治	君	保	健	福	祉	課	長	石井	達矢	君
会	計	管	理	者	瀧川	美	恵	子	君	会	計	管	理	者	瀧川	美	恵	子	君					

職務により出席した者

事	務	局	長	本宮	賢	君	書	記	花嶋	三永	君
---	---	---	---	----	---	---	---	---	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（高柳 智君） おはようございます。令和5年第4回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦労さまです。

それでは、8月30日に行われた議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から15日までの11日間とし、6日から13日までは休会として、この間に各常任委員会で決算の審査を行うこととなりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

（午前10時01分）

◎開議の宣告

○議長（高柳 智君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高柳 智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、3番 椿 浩一議員、4番 大原 秀雄議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（高柳 智君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告

○議長（高柳 智君） ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員及び千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、町長からの行政報告の申出を許します。

椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 本日は、9月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員の出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

去る6月24日に、栗源消防訓練場において神崎町を当番町として開催いたしました千葉県消防協会香取支部ポンプ操法大会では、神崎町から出場した小松部が見事、優勝を果たしました。出場10団体中1位となる好タイム。個人成績においても、1番員、2番員、3番員が最優秀賞を受賞いたしました。そして、7月22日に開催された千葉県消防操法大会では、香取支部代表として出場し、神崎町消防団として初となる選手宣誓を行い、プレッシャーのかかる1番スタートでの演技にもかかわらず、全体で6位と、平成22年度以来の好成績を収めました。消防団本部をはじめ関係者の皆様の熱意と努力に感謝申し上げます。

教育関係では、令和5年7月7日、成田市在住の塚本倫正氏、元成田国際高等学校校長より、神崎町の教育振興のために100万円の寄附を頂きました。塚本氏は、昭和32年4月、教員として初の教壇を神崎中学校で経験され、その後も多くの高等学校で教鞭を執り、多年にわたり教育現場などでご活躍されました。令和4年3月には、自身の教員人生をつづった『人生の軌跡』を発刊され、今年10月には、本町においても講演会を開催される予定であります。

塚本氏からは、「教員のスタート地点であり、お世話になった神崎町がこれからも教育のまちとして発展するために役立ててほしい」とのお言葉をいただいております。教育のまち神崎として、中学校の生徒のため有効に活用させていただきたいと考えております。

物価高騰・経済対策としては、円安とウクライナ情勢の影響等による物価高騰の生活支援策として、1人当たり1万円の神崎地域応援券を町民全員の方にお配りしたところであります。

応援券については、地方創生臨時交付金を財源とし、コロナ対策も含め、3年前から取り組んでおりますが、加盟店全店共通で使用できる赤色の券5,000円分と、大型店を除く店舗で使用可能な青色の券5,000円分で構成され、8月15日から1月31日までの間、使用することができます。町民の皆様の生活支援と、消費拡大による事業者支援双方につながる事業となりますので、有効にご利用いただければと思います。

加えて、輸入粗飼料が高騰する中で、経営環境が悪化した畜産農家を支援するために、畜産飼料価格高騰緊急対策事業を実施いたしました。本事業は、地方創生臨時交付金を財源として、本年6月、補正予算により実施した事業であり、乳牛1頭当たり1万円を補助したものであります。

事業の実績としては、交付決定者の数が3経営体で、交付対象頭数は188頭、188万円の交付となりました。

福祉関係では、住民税非課税の子育て世帯等を対象に、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、独り親世帯は千葉県が、独り親以外の世帯は町が実施主体となり、ともに5月末までに給付を完了いたしました。独り親と独り親以外合わせて60世帯91人の児童の保護者が受給しております。

さらに、千葉県内の小中学生に対して1人1万円を給付する子どもの成長応援給付金として、まずは公務員を除く児童手当受給世帯を先行させ、8月10日に200世帯282人分の給付を完了いたしました。今後は、公務員世帯などに対する給付を行ってまいります。

次に、道の駅改修の関係ですが、国が実施している圏央道神崎パーキングエリアの整備につきまして、地盤改良工事と造成工事が進んでいるところであります。来年度、NEXC Oが実施する舗装工事などの設計業務も並行して進められており、町の実施する工事との擦り合わせを行っている状況であります。

また、PA連結に伴う道の駅改修事業に関しましては、間もなく入札を執行し、本格的な造成工事と事務所移転や電気・設備等のインフラ関係の工事を施工する予定となっております。

続きまして、道路改良事業、主要事業の町道3路線についてですが、成田神崎線につきましては、令和2年度及び3年度に実施した切土区間と、昨年度実施した盛土・切土区間をつなぐ260メートルの伐採・造成工事に着手したところであります。本工

事後、盛土工事を行い、複数年にわたる工事区間約564メートルの造成工事がつながることとなりますので、道路の線形も見えてくるようになります。

また、神宿松崎線、毛成堀籠線につきましては、引き続き地権者のご協力をいただきながら、用地取得を進めていく予定となっております。

道の駅の経営状況につきましては、全員協議会において前年度の決算状況を報告いたしました。新型コロナウイルス感染症流行により減少した来場者の数は、昨年約80万人の来場があり、感染症拡大前の来場者数がようやく戻ってまいりました。

販売金額に関しては、物価高騰による単価の増や、まとめ買い効果もあり、客単価の上昇から、総額ベースで8億2,000万円と、過去最高の売上高で決算されたところであります。経常利益については、昨年、入れ替えましたレジシステムの減価償却費1,300万円を差し引いて、なお1,600万円の利益が出ております。健全な運営がなされていると言えるところであります。

保健関係では、高齢者などを対象とした新型コロナウイルスワクチンの春夏接種については、5月から7月にかけて集団接種を実施し、1,327人の方が接種を受けられました。医療機関で個別接種された方も含め、65歳以上の方の約70%が今回の春夏接種を受けております。

なお、オミクロン株対応ワクチンの接種を終えられた方は、3,298人となり、対象人口における接種率は約58%となっております。このうち、65歳以上の方では1,736人、約85%の方がオミクロン株対応ワクチンの接種を終えております。

今後、全ての方を対象とした秋冬接種について、10月から12月にかけて集団接種を実施する予定としており、現在、準備を進めているところであります。

最後になりますが、令和元年6月に神崎町長に就任し、公約でありました財政の安定を図るための給与3割削減をその9月定例議会で議決をいただき、実施してきたところであります。今回、ちょうど4年後のこの9月議会では、延長の議案は上程せず、時限立法でありました削減条例の期間が6月で満了したことにより、それ以後の給与の減額は行わないことといたしました。

削減は、前町長時代から財政の安定化を図るため行われてきました。当時、財政調整基金が3億を切り、借金も30億あり、大変厳しい状況でありました。現在、財政調整基金も順調に積み上げ、令和4年度決算で12億9,200万円、財調から振り分けた公共施設整備基金が7億6,600万円、合わせて20億5,800万円となりました。借金も約3億円となり、当時と比べ財政の安定はかなり向上できたと考えております。

今まで積み上げてこられた先輩方の思いを大事にしながら、今回、減額措置を取り

やめるということで、そういう時期であると考えさせていただきました。

結びになりますが、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（高柳 智君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

9番 高橋正剛議員。

○9番（高橋 正剛君） 9番 高橋正剛です。ただ今、議長の発言の許可をいただきましたので、香取市町村圏事務組合議会臨時議会の報告を、朗読をもって報告と代えさせていただきます。

去る5月22日、令和5年5月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会が、香取市小見川市民センターにおいて開催されました。

当日の出席者は14名であり、定足数に達したので、会議は成立いたしました。

臨時会では、議案第1号から議案第5号を一括議題とし、管理者から提案理由の説明の後、採決に入り、いずれも原案のとおり可決されました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 香取広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての案件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の定義について、充電対象に船舶及び航空機、その他これらに類するものを追加し、全出力の上限を撤廃するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第2号 財産の取得についての案件は、老朽化した多古分署の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 財産の取得についての案件は、老朽化した東庄分署の災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材を更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 財産の取得についての案件は、老朽化した香取市消防団の消防ポンプ自動車を更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

案第5号 財産の取得についての案件は、老朽化した香取市消防団の小型動力ポンプ積載車（バンタイプ）を更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、令和5年5月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会の報告といたします。
よろしくお願いたします。

○議長（高柳 智君） 続いて、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告を許します。
8番 石橋伸一議員。

○8番（石橋 伸一君） 8番 石橋伸一でございます。議長のお許しをいただきましたので、令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の報告をさせていただきます。

去る8月8日に、令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が、オークラ千葉ホテルにおいて開催されました。

臨時会では、監査委員の選任について審議され、原案のとおり可決されました。
以下、議案について概要を説明いたします。

議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、任期満了に伴うもので、千葉市議、麻生紀雄氏が選任されました。

以上、令和5年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の報告といたします。

よろしくお願いたします。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第3 議案第1号 神崎町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 神崎町副町長の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

久保木豊吉氏は、神崎町役場に昭和56年4月に採用され、総務課長として退職される令和5年3月まで42年間、勤務されました。

その間、ふるさと創生一億円事業、駅周辺整備事業や第4次総合計画の策定など、町の発展に努め、現在のまちづくりの道筋をつけられました。

また、令和2年度には、神崎町でもコロナ禍に見舞われましたが、コロナ定額給付

金の支給に向け、陣頭に立って職員を牽引し、いち早い給付を実現いたしました。

これまでの行政経験を生かし、今後ますます複雑・多様化する行政運営に対応していくため、久保木氏を副町長に選任したく、皆様の同意をいただくものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 賛成討論として、質疑をしたいと思います。

○議長（高柳 智君） それは討論ですか。これは質疑です。

○8番（石橋 伸一君） じゃあ、失礼しました。後にします。

○議長（高柳 智君） はい。質疑はございますか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 私は当然、質問をしますが、私の意見を述べながら質問させていただきたいと思います。いいですか、議長。

○議長（高柳 智君） それは討論とは別ですか。

○9番（高橋 正剛君） 私の意見の中に質問があります。

○議長（高柳 智君） はい。

○9番（高橋 正剛君） 先ほど、町長の行政報告で、平成15年から削減していた町長、教育長の給与が戻ったと。以後、減額の議案は提出しないということでした。

私は、基本的に今の時代、給与は下げるということは、よしとは思っておりません。戻すことはいいと思いますが、職員は、ラスパイレス指数が高いということで、来年4月まで給与を減額しております。そして、非常勤特別職の報酬も下げしております。

まず町長が戻す前に、非常勤特別職、職員の給与、報酬を戻してから自分が戻すものではないのでしょうか。一般の会社では、社長・役員が給与を上げて、社員の給与を下げるなんていうのはあり得ないし、そんなことをやったら社員は辞めます。

町長、どうですか。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

今回の減額措置の条例を提出しないということで、元の給与に戻るということになります。結果的に元に戻ったということで、増額になるわけですがけれども、それと職員給与ということまで、まだ考えているわけではないわけでありまして。

それと、今言われたような非常勤職員とその他の方々、これについても、やはり最終的には考えていくしかないだろうと。

ただ、その突破口として、やはりやるべきだろうと考えたわけでございます。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋正剛議員。

○9番（高橋 正剛君） 私も副町長を選任に関しては反対なんですけど、約1,000万円の影響額が出るわけですね、1年間で。この1,000万円があれば、職員、新卒で職員を3人雇用できると思うんですが、そういう考えは町長、ないんでしょうか。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 新卒の職員の給料はまた別にあるわけですし、その財源はまた別だと考えております。やはり給料はそれとは別な問題で、先ほど最初に言いましたけども、全体としての財政、これが安定してきたという前提で、こういうことをさせてもらっているということでございます。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この案件は、町執行部のナンバーツーを決める重要案件ですので、まず総務課長から、あと町長に質問します。

まず、総務課長、県内の56かな、市町村がある、ちょっとその数は分かりませんが、副町長を置いていない市町村はどのくらいありますか。

それで、本町の人口は県内で一番低いと思います。人口の割にしては、副町長……、私はこの副町長に関しては、久保木さんどうこうではありません。財政的な問題でもありませんが、余裕があるからと町長は言っていますが、神崎町としては、人口の割には副町長は置く必要はないと思うということで質問します。

副町長の報酬、今、高橋議員が言いましたが、副町長をもし採用したら、1,000万になるんですか。町のほうの社会保障から全部含めて。それで町長が今回50万から75万に戻したから、多分、副町長は10万円安いと思うから、月六十何万かだと思えます。それにボーナスと全部ひっくるめて、町の負担は1,000万ぐらいになるんですか。どのぐらいになるか。

それと、朝日町長が辞めて何年たっているわけですか。石橋町長の時代で、最後は置かなかったです。朝日副町長が任期が切れてから置かなかったから、何年。

取りあえずそれと、あと副町長の、今の高橋議員の質問で、若い人を3名くらい使えるかというんだけど、副町長の仕事、ここは6月定例の椿等議員の質問に、副町長の件について、町長の答弁は、「やはり選任すべきだろうと思います。財政的にも改善されてきました。仕事が複数化しており、ある程度仕事を分担する者が必要である

と思います」、副町長の仕事は主にどういうことなのか。

この3点か4点、聞きます。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、副市町長不在の市町村数、こちらにつきましては、県内54市町村中、神崎町含めて4自治体となります。神崎町のほかでは、白子町、こちらは人口1万677名、御宿町7,074名、長柄町6,413人となります。

続きまして、副町長の年間報酬ですが、こちらは現在、月額57万円の給与となっております。こちらに期末手当を加えますと、年間で972万4,200円となります。共済費等については、手元に資料がないのでお答えできません。

そのほか、前職の朝日副町長、辞めてから何年というご質問でございますが、こちらにつきましては、朝日副町長、平成29年の9月に退任されておりますので、5年がそろそろ経過するというようなことでございます。

最後に、副町長の職務でございます。副町長の職務につきましては、地方自治法167条で規定されております。副町長は、町長を補佐し、町長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされております。また、同条第2項には、町長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて執行すると規定されております。

具体的には、町長に代わって、業務の詳細について検討や政策の企画・立案を行ったりするほか、町長の判断が重要でない案件について、もしくは町長の委任を受けた案件について、決定や処理を行うこととなります。

現在、神崎町では、副町長が担当する職務として、建設工事指名業者選定委員会、また、情報セキュリティー集結責任者、特定個人情報安全管理監査責任者、情報公開運営委員会委員長、また、人材育成事業審査委員会委員長、地域包括型サービス拠点事業者選考委員会会長、こういった役職を担当してございます。

今申し上げた役職については、現在、副町長空席ということで、総務課長の私が代理で務めさせていただいている状況でございます。

私のほうからは以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 県内で副町長を置いていないのは、白子町、長柄、御宿。ただ私が調べたところでは、九十九里も入っていますよ。それと、市では匝瑳市が入っています。

いずれにしる、この人口数からみても、神崎は断トツに低いので、私は神崎町には副町長は必要ないと思います。

広瀬課長、九十九里と匝瑳市は調べていなかったんですか。私の間違いかな。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 今申し上げましたのは、本年4月1日現在の県の町村会から出されている資料になりますので、現在も、議員おっしゃられた匝瑳市については勝又副市長、九十九里につきましては、鈴木副町長が就任されているということです。以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、私のこれは調べが間違えました。

今度、町長にお聞きします。石橋町長、最後の任期、4年ではなさそうです。今の朝日副町長が辞めてからは、石橋町長1人で頑張ってきた。4年前、椿町長も、石橋町政を継承するというので、4年間、副町長を置かなくて頑張ってきた。

その副町長の仕事はどういう仕事かと今、総務課長に聞いたら、いろいろ仕事がある。それは、総務課長が担っていたということですが、ここで朝日副町長が辞めてから置かなかったのを職員が賄っていたのは、これを町長、ここで置くというのは、財政状況がよくなったから、1,000万くらい出してもここで置くべきか。このまず1点。なぜ置くことになったか。

それと、6月の定例議会で、椿等議員の質問で、副町長選任のことに対する答弁は、副町長はやはり選任すべきだと思うと一般質問では答えていた。町長、それから6月18日に選挙がありました。無投票とはいえ、選挙では、私は2期目に入ったら、町民に、副町長は置くつもりでいますというような公約も必要だったんじゃないかなと思います。それと、8月3日の初議会の所信表明演説がありました。そのときも、副町長の件に関しては一言も報告しなかった。

そこで9月の定例議会の第1号議案に、副町長の議案を唐突に出してきた。その前に議員には何の相談もなかった。そして、町長、私には電話はもらいました。全協の前日。全協の前日に私は電話を……、私は誰の電話でも……、町長はうちにも来てもらいました。ちゃんとお話もします。電話が来て、出られなかったら、着手したら必ず返信します。それで町長、明日が全協だから、明日夜、説明聞きますと私は町長に電話でお話ししました。

そして、全協ではどのように説明するかなと思ったら、ただ廣瀬課長が久保木さんの経歴だけを報告して、町長が丁寧に全員協議会で説明するのかなと思ったら、あのと

きも町長の説明はなかった。あまりにも議会を軽視しているなというような感じがいたします。

それで、雲行きが悪くなって、町長が私の家に来てもらいまして、私と約1時間ぐらいお話ししました。本当に私のうちに訪問してきてもらったのはありがたく思います。しかし、議会への報告が遅れ、議会軽視かなというような感じがいたします。

それで今回の、これは一般質問でやりますが、町長の時限立法である報酬を元に戻した。これも今日は報告しましたよ。町長報告では。初めて議会で報告しました。今までは、7月に臨時をかけるのかな、それとも町長の専決処分か、おかしいなと思っていたら、元に戻っていた。これも8月3日のときには話はしなかった。

それで、今日の町長の最後のあれでは、「議員の皆様には、今後ともご支援、ご協力をお願いします」というような町長報告がありました。まさに私はそのとおりだと思います。それで今回の久保木さんの副町長が、議会、議員軽視ではないか。同じようなことを聞きますが、この点について、4年間置かないで頑張ってきて、なぜここで置くのか。議員、議会には根回し、報告が遅かったのではないか。これを町長に聞きます。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 先ほども申し上げたわけでございますけれども、財政的な安定をしてきたというようなこと、これがまず第一でございます。

そうした中で、その必要性、今現在、コロナが終わりまして、やはりいろいろな会議、それから出張、懇談会、その他いろんなイベント等も格段に増えております。

こうした中で、やはり私が抜ける機会が増えるというような中で、町の執行業務を適正に保っていくためには、私の代理を務める役職を持った人間が必要であると。今、総務課長が代理というようにお話もございました。これは事務的なところでございまして、やはり権限的には副町長が必要だと考えています。

それから、議会軽視というような話でございますけれども、私は軽視したというつもりはございませんが、皆様方にとっては大変物足りないというようなことであれば、大変申し訳なく思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

質疑を終結しまして、討論に移ります。

まず、反対討論はございますか。

10番 寶田議員。討論ですので、登壇願います。

○10番（寶田 久元君） 反対の立場として討論します。

町長には、何回もこの件に関してお願いされましたが、私は私の考えとして、議員の立場の1人としての反対の討論をします。

神崎町の人口約5,600人、一般会計の総額が毎年約35億円の中では、県内では群を抜いて一番少ない町村である。それで、本町より多い4市町と言いましたが、3市町ですか、が副町長を置いていない。

町長が忙しくてということで、ここで副町長を置くようですが、年俸1,000万は、町民の大切な税金だと思います。私の考えでは、無駄遣いだと思います。1期4年間、副町長を置かなくて町運営をやってきたので、やれるはずだとは思いますが。

また、2期目に入り、町長報酬を、議員に相談なく時限立法だといって、20年前の後藤町長時代の最高額の75万、若干これ、間違っていたらすみません、75万に戻しました。

また、ここで議会議員に前もって話をしなく、唐突に9月定例の冒頭の第1号議案に副町長を提案して、1期目の町長選では町民の圧倒的な多数を受けて当選し、石橋町政を継承し、2期目は対抗馬がなく、無投票当選だからといって議会を無視し、何をやってもよいとは思いません。町運営は大切だと思います。全ては、町長は町のため、全ては町民のためを訴えているには、私はあまりにも議会軽視ではないかと思えます。

という観点から、今回の副町長に対しては、反対の立場から強く反対討論といたします。議員の皆様のアとは考えでご判断ください。

以上です。

○議長（高柳 智君） 賛成討論はございませんか。

8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 8番 石橋伸一でございます。私は、賛成をするものとして登壇させていただきました。

まず1つは、町長のおっしゃるとおりに、最初は財政基金も非常に少なく、厳しい状況の財政の中で、現在、非常に多くの財政が豊かになってきました。小さい自治体ですので、何か大きなことがあれば、非常に難しい状況に陥るとは思いますが、現在の財政状況は、非常に安定してきているのがまず1点。

それから、コロナ禍においては、会議、それからイベント等、非常に中止やリモートでの会議等で、体を動かしての出張は数少なくなりました。ところが、コロナ禍が終わって、現在、コロナも第5類になりました。経済活動の再開、それに伴い、会議

の再開、イベントの再開、それから役場業務、実務の多忙、そういうことを含めると、1人の体では非常に荷が重い、そういうようなことではないかなと思います。

そういう中で、副町の人選じゃなくて、副町長がまずいるか、いないかということが、自分にとっては大事になってきます。そういう状況の中で、現在、これから多忙になってくる。広報の裏にもあるように、町長の動き、これを見ていただくと、もう毎日のように行事があります。それに伴って、公式行事や、それから非公式の行事、土曜日、日曜日、それから夜、これは招待されたり何かすれば、必ず出席されていると思います。

そういう面も含めると、健康状態もしっかり考えていかななくてはいけないんじゃないかなと思いますので、ぜひこの副町長は、神崎町にとってこれから必要になってくると私は思います。

それから、人選につきましては、原案のとおり久保木さんが出されております。今まで神崎役場にずっと奉職をされて、現在、何十年も神崎町のことを理解していると思います。ですから、副町長の選任、これも自分にとっては賛成していきたいと思えます。

ですから、議員の皆様にも考えをいろいろしていただいて、よい判断をしていただければありがたいと思います。

以上で賛成討論を終わりにしたいと思います。

○議長（高柳 智君） 反対討論はございますか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 9番 高橋正剛です。反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど町長は、職員の給与は、新卒の給与は別だというお話をしました。財政がある程度安定してきているので、自分の給料も戻す、そして採用はまだ別と、副町長に給与を払っても、これは違うということですが、お金に色はついていません。どこからどう持ってくるか、やはりこれは神崎のあるこの35億の財政の中でやるわけですから、そんなどっちだ、こっちだじゃなくて、やはり必要なものは必要……、私、副町長が駄目だということではないんですが、やはり先ほどの石橋伸一議員の賛成討論とは私は別で、神崎町にずっと奉職していた、これが一番問題なんです。やはり副町長というものは、広い視野で物事を見える方がなるべきだと思います。

それに今度、議案になっています久保木さんは、3月に退職して、そして9月。あまりにも近過ぎます。もっと世の中を見てからであれば、まだ考える余地があります

が、今現在では、私はこの人が広い視野を持っているとは思えません。国・県と渡り合える人間、ラスパイレスで戦える人間、職員をもっと大事にする人間でなければ、私は駄目だと思います。

議員の皆さんもよく皆さん考えていただいて、町民は見ていますから、ご判断いただきたいと思います。

○議長（高柳 智君） ほかに賛成討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 反対討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 以上で討論を終結し、採決いたします。

日程第3 議案第1号 神崎町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（高柳 智君） 起立少数。よって、本案は不同意となりました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程4 議案第2号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、納税者の固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置する機関で、3名の委員で構成し、任期は3年であります。

藤ヶ崎幸雄氏は、本審査委員会委員を平成26年10月1日から務められ、この9月30日に任期満了になります。

藤ヶ崎氏は、3期9年間にわたり委員として尽力され、中立・公正な審査が必要な

固定資産評価審査委員会委員として、適任であります。

引き続き委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 固定資産評価委員の、総務課長、報酬は幾らなのか。

それで、町長の報酬が、20年前の後藤町長の報酬に戻す。そうなってくると、議員の中でも議員の歳費を、15%を元に戻すというような動きや話が出ている。非常勤特別職も多分、20年前、石橋町長になったときに、後藤町長のときから下げてあると思います。これは日当だか何だか分かりませんが、後藤町長時代が幾らで、現在は幾ら支払っているのか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問のほうにお答えさせていただきます。

固定資産評価審査委員会に関しましては、町民課のほうを担当となっておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

現在、固定資産評価審査委員の報酬につきましては、1人当たり5,000円という形になっております。

それで、すみません、以前の情報が今、手元にないのであれなんですけど、今現在は5,000円ということでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 1回の会議で5,000円ですか。年何回それがあるんですか。

それと、20年前のも今度、調べておいてくださいよ。

○議長（高柳 智君） 暫時休憩します。

（午前10時55分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時04分）

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 大変お時間取らせて、申し訳ありませんでした。

以前の20年前のことなんですからけれども、こちらのほうは、金額のほうは変わらず5,000円ということで、今も変更はございません。

会議の回数ということなんですが、基本的には年に1回、開催ということなんですが、こちらの固定資産評価審査委員会というのは、納税者の方からの固定資産に関する不服や申立て等を審査する機関になりますので、そういった案件が出たときには、追加で会議の日程を開くというような形になります。現在は年に1回会議を開いているという状況でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程5 議案第3号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員であります小堀あい子さんが9月30日をもって任期が満了するため、新たに秋葉佳子さんを任命したく議会の同意を求めるものであります。

秋葉さんは、住所が神崎町大貫1019番地で、昭和33年11月22日生まれの64歳であり

ます。

教育関係の主な経歴を申し上げますと、昭和54年4月1日、現在の香取市立小見川中学校で国語科の教員としてスタートされました。香取管内で27年間勤務された後、平成18年に成田市立東小学校等で7年間、教頭先生としてご活躍されました。その実績が買われ、北総教育事務所指導主事として2年間勤務され、卓越した指導力で管内の学校教育の発展に寄与されました。その後、平成27年度から4年間、香取市立津宮小学校校長として学校経営に全力を傾注され、地域との連携にも貢献されてこられました。平成31年3月、定年により退職され、現在に至っております。

40年の長きにわたり、豊かな識見と円満な人格をもって教育一筋にご尽力された秋葉さんには、その豊富な経験を生かして、本町教育行政の推進にご助力いただけるものと思っております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これも同様に、教育委員にはどのくらいの報酬を払っているのか、それと、20年前からどのくらい下がっているのか、これをお聞きします。

○議長（高柳 智君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野 憲治君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

現在の報酬ですが、月額報酬で2万円となっております。

以前の条例によりますと、委員長が3万5,500円、委員が3万3,000円という決まりがございました。1万5,000円程度の減額となっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今度は総務課長だ。これが、高橋議員が一般質問では通告してありますが、固定資産評価員は以前とは変わりはありませんが、非常勤特別職も、これも財政力がよくなったんだから、今度引き上げよう、議員も条例改正をしようという動きもありますが、高橋議員の一般質問の答弁になってしまいますが、非常勤特別職、農業委員、教育委員を、以前の報酬に全部引き上げたら、どのくらいの影響額になるのか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

財政のほうから、非常勤特別職、教育委員、農業委員、農地利用最適化推進員、監

査委員、選挙管理委員の報酬を20年前の額に上げた場合、現在の人数で計算して試算をしております。その額が、約360万円の増額という形になっております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第6 議案第4号 神崎町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、神崎町印鑑条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、マイナンバーカードの保有者に対し、マイナンバーカードと同等の機能を持ったスマホアプリのダウンロードサービス、これが令和5年5月11日から開始したことにより、スマートフォンを携行していれば、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機において、印鑑登録証明書の取得が可能になるため、本条文の一部を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 神崎町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程7 議案第5号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を改正する省令が施行され、安全の確保に関する計画の策定、自動車を運行する場合の児童の所在確認の徹底に関する規定が追加されたことなどに伴い、町が定める基準条例についても、省令の改正に沿って同様に改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第5号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高柳 智君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(高柳 智君) 日程8 議案第6号 令和5年度神崎町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(高柳 智君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第6号 令和5年度神崎町一般会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,780万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金、衛生費国庫負担金及び補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、2,573万6,000円を計上いたしました。また、民生費国庫負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金として234万1,000円を計上します。

16款、県支出金、衛生費県補助金では、生活排水対策浄化槽推進事業補助金として123万円を、農林水産業費補助金では、さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金として34万3,000円を、それぞれ計上いたしました。

17款、財産収入では、株式会社発酵里第9期期末株式配当金として、159万7,000円を計上いたしました。

19款、繰入金では、介護保険事業特別会計より、前年度精算分として16万4,000円

を計上いたします。

20款、繰越金は1億3,663万1,000円を計上いたしました。

21款、諸収入は、消防団員安全装備品整備等助成事業助成金として61万4,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では、財産管理費として、令和4年度の実質収支額の2分1以上を積み立てるため、財政調整基金積立金1億1,155万4,000円を計上いたします。

3款、民生費では、児童措置費として、管外保育に係る委託料を486万円計上いたします。

4款、衛生費では、秋から始まるオミクロン株の新たな変異株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種事業の費用として3,550万円を計上いたします。また、生活排水処理対策事業として、合併処理浄化槽の設置等に係る補助金を356万円計上いたします。

6款、農林水産業費では、農業振興事業として、県補助金を財源とした、さつまいも生産拡大緊急プロジェクト事業補助金として、34万3,000円を計上いたします。

7款、商工費では、観光総務費として、株式会社発酵の里の株式配当金をまちづくり基金へ積み立てるため、159万7,000円を計上いたします。

8款、土木費では、町道維持管理事業として、町道に関する維持・補修業務を行うため、道路維持補修作業委託料1,011万6,000円を計上いたします。

9款、消防費では、消防団運営事業として、消防団員安全装備品整備等助成事業補助金を活用し、神崎町消防団本部及び各部に雨衣を整備するため、消耗品費61万5,000円を計上いたします。

10款、教育費では、学校管理事業として、神崎中学校の校舎屋上における防水工事を行うため、308万円を計上いたします。

そのほか、4月1日付の人事異動に伴う職員給与等を増額及び減額しております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 何点かありますので、順番に行きます。

9ページ、移住定住者支援事業、30歳の成人式事業補助金というのは、どういう事業なのでしょうか。

続いて、ふれあいプラザ管理事業、10ページですね。工事請負費、移動観覧席修繕

工事。ふれプラも建設して大分年数がたっていると思いますが、今後このような費用は増えるのかということと、全体的なこの交換というのは必要なのでしょうか。

続いて、11ページ、管外保育は、これは現在何名いるのかということと、今後の推移は予想はどうでしょうか。

まず取りあえずそこまで。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

私のほうから、30歳の成人式事業についての説明を申し上げます。こちらの事業であります。移住定住支援事業の一環として行う新規事業でありまして、30歳という節目の年に、同級生との再会をきっかけに、これからの地域を担う若者同士のネットワークを構築し、生まれ育ったまちのよさを再認識し、神崎町での定住や移住のきっかけをつくることを目的とした事業であります。

近隣では、香取市がこの事業を実施しておりまして、神崎町の町民の方から要望がございましたので、実行委員会形式での実施に向け、補助金を計上するものであります。

具体的に、これは本人たちから聞いた話であります。内容としましては、中学校で体育館などを使った式典や道の駅のお弁当などの食事会を実施して、交流を図りたい、町からもその参加者に子育て支援策や移住・定住の町の施策を紹介できればと考えております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野 憲治君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

プラザの維持管理の関係ですが、今回、移動式観覧席の修繕ということで、経過、22年ほどたっておりますので、椅子を出す装置なんです。椅子を引き起こすギア、こちらがもう欠けてきているということで、先日も一度、緊急停止した状態でありましたので、今回、上げさせていただきました。

それ以外ですと、同じ移動観覧席なんです。足元灯、災害時の非常灯にもなるんですが、こちらについても、球切れが目立ってきているということで、こちらも大きな費用が見込まれております。

それ以外ですと、本年度、設計を行っております空調、保健福祉課側の空調設備、こちらを来年度、それと順番にいけば教育委員会側の空調、電気式の空調も寿命が来

ているということで、見込まれております。

それと、ホールの中につきましては、集中式の大きな空調設備を使っておりますので、こちらも検討しなければいけない時期にはなってきております。

それ以外ですと、大きなものでいうと、外壁があるかと思われます。コーキングの状態を見ましても、大分硬くなって切れてきている状態も見えますので、外壁についても、何年か後にはある程度修繕しないと防水効果がなくなるかなと思われますので、一応、検討課題ということであります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 石井保健福祉課長。

○保健福祉課長（石井 達矢君） 管外保育委託制度についてのご質問でございます。

保護者の都合などで、勤務地に近い保育所を利用したいなどの理由によりまして、他市町村の保育所への入所を希望する場合、相手方の市町村と協議の上、管外で保育を行うことができるという制度となっております。

ご質問の、現在何名の方が利用しているかということですが、現時点では7名でございます。当初は5名でスタートしたんですが、年度開始後に2名の利用相談がございまして、その分の予算を今回、補正させていただいたということでございます。

今後の見通しにつきましては、過去3年の推移を見ますと、令和2年度から利用件数、利用料ともに増加傾向でございますので、今後も、利用については伸びてくると考えております。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋正剛議員。

○9番（高橋 正剛君） ふれあいプラザ管理事業で1点、私、これは椿町長時代に一般質問をしたと思うんですけども、入り口のアスファルト部分、あれが大分傷んで、五、六年前も大分傷んでいたんですが、今行くとさらに傷んで、アスファルトの状況ではなくなって、碎石の駐車場のようになっているので、あれを早めに修繕しないと、ちょっと入り口で危ないのかなと思うんですが、どうですか。

○議長（高柳 智君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、入り口付近、大分、砂利が落ちているような状態ということで、ひどい状態になっております。あの場所については、地下から湧き上がってくる水もあるということで、なおさら傷みやすい状況になっております。

歩行者と車の安全を考えて、今後、補修が必要ではないかなとは思っております。今後、検討いたします。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） また同じことなんですけれども、あそこは多分、一番車が、車寄せの部分ですので、低速で、それもハンドルを切るところなので、大分そこで削れていっていたんだと思うんですけれども、あのアスファルトの上からコーキング剤をして、強くする方法があるんですよ。そうすると全然、寿命が違うので、ぜひそれを検討してみたらいいと思います。全体じゃなくて、一番の車寄せ部分をしたほうがいいと思います。

それと、ワクチン接種は3,550万円。これは秋からということなんですけど、何歳からで、どれぐらいの人数を想定していますか。

それと、道の駅改修事業の道の駅駐車場設計業務委託料（神崎PA内）というのは何なんですか。

○議長（高柳 智君） 石井保健福祉課長。

○保健福祉課長（石井 達矢君） 今回の秋冬のワクチン接種でございます。

今回の対象者につきましては、接種ができる方というのは、初回接種が済んでいる方は全員できるんですが、町のほうの集団接種に関して申し上げますと、集団接種につきましては、12歳以上の方を対象といたします。

それで、65歳以上で今までの春夏接種を集団で受けた方については、今までどおり日時を指定させていただいて、接種券を送付する予定であります。

今回の集団接種の見込み人数につきましては、3,000人を見込んでおります。

なお、個別に接種する方もいらっしゃいますので、その数につきましては800人強の人数を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） ただ今のご質問にお答えいたします。

道の駅の駐車場設計業務の委託料（PA内）という内容ですけれども、こちら、皆さんもご存じのとおり、パーキングエリアを国で設置して、道の駅に連結するようになります。パーキングエリアに関しては、連結するに当たって連結申請というものが必要で、こちらは横浜にあります高速道路債権回収機構というところに申出をするわけですけれども、その際、今PAの設計、PAの駐車升の数の設計につきましては、通常のPAで計算した駐車升の設計をNEXCOのほうで行います。

それで、道の駅という施設に連結することによって、道の駅が目的でPAを使うお

客が増えるという考え方の中で、道の駅のほうで、その増える分の駐車升を造る設計を行ってくださいというような考え方になります。

ですので、NEXCOのほうの設計が今、進んでいるところですがけれども、その設計に合わせて、道の駅、道の駅というよりも、町で設置する14升になるんですけれども、内回り、外回り、こちらの設計の委託料を計上したものです。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 11ページ、出産育児一時金、これは全協では3名だと聞きました。今ここで補正で出すのには、女性が当初のときに妊娠しているのは分かっているわけなんです。これは移住した人なんですか。

それと、全員では今年度、何名くらいの出産が見込まれるわけですか。

次に、13ページ、さつまいも生産拡大緊急プロジェクト補助事業34万3,000円、これはどういう意味なのか。サツマイモをやっている人が、これはハウスの補助金だというのは全協で聞きましたが、全部がハウス……、あれは芋苗を作るのにハウスで今、サツマイモ生産者の人がやっているみたいですが、誰にでもこれは補助金を出すんですか。申請すれば。

それと、教育関係で、これは全協でも高橋議員が質問しましたが、神崎中学校、40年たって修理が、雨漏りと、町長の提案理由でもありましたが、耐用年数で学校というのはどのくらいを見ているわけなんですか。100年くらいもつわけなんですか、それとも50年とか。

それと、バスケットボール、車椅子バスケットボール用椅子運搬費というのは、車椅子でバスケットをやっている人がいるわけなんですか。

この2点か3点、聞きます。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 私のほうから、国民健康保険の出産育児一時金についてご説明をさせていただきます。

実際には、この次の国保の事業会計のほうになるんですけれども、今回、出産育児一時金、当初で5人分を見越して予算化しておりましたけれども、今回そこに3人分を計上させていただいて、それに伴います一般会計からの繰入れということで、100万円を一般会計のほうで繰出金として計上してあるということでございます。

その育児金のほうの内容ですけれども、例年ですと、大体おおむね2名から3名程

度で出産される方というのがございます。今回は、今の現時点で既に4名分の方が支出済み、出産されているということで、当初で5人分でしたので、ちょっと計上が足りないということで今回、補正をさせていただくということでございます。

内容としましては、外人の方もいらっしゃいまして、なかなかこちらで把握し切れなかった部分もあります。当初予算にちょっと不足した分を今回3名分、計上させていただくという形でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） さつまいも生産拡大プロジェクト事業の関係でお答えいたします。

寶田議員のご質問、対象はというようなご質問かと思うんですけども、こちらにつきまして、認定農業者、認定新規就農者が対象となります。農協さん等も対象になるんですが、今回は認定農業者の方が1名採択になりました。100万円以上の育苗用のハウス、また低温貯蔵庫といったものが対象になります。

今回、一応2件、採択申請していたんですが、ポイントによって1件のハウスだけ採択になったというような状態です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野 憲治君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の中学校の校舎の関係ですが、昭和58年9月から使用を開始しております。現在、40年経過ということで、鉄筋コンクリート造の建物については、耐用年数50年と言われております。あと10年すると50年を迎えるということでもあります。

ただ、50年を経過したからすぐ使えなくなるというものではなくて、その時点でまだ、メンテナンスにもよると思いますが、現状、使えるものであれば、すぐさま改修が必要ということではないかなと思っております。

いずれにしても、40年経過ということで、今後、計画的にそういった整備も必要かなと考えております。

続きまして、バスケットボール用車椅子の運搬ということですが、中学校で県の事業を使いまして、心のバリアフリー教育推進事業ということをして今年、実施いたします。要は、障害者の体験であるとかそういったことを進めて、心のバリアフリー教育ということを進めるものであります。

その中の一環で、本物の車椅子バスケの車椅子を借りてきまして、子どもたちに体

験してもらおうという授業を行いますので、その運搬費ということで今回、計上いたしております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 石井課長にもう一度聞きます。神崎町で今年、出産する女性は、何人くらい出産するわけですか。

○議長（高柳 智君） 石井保健福祉課長。

○保健福祉課長（石井 達矢君） 保健福祉課のほうで母子手帳の交付等の事務をしている関係で、保健福祉課のほうの見通しを申し上げます。

令和5年度中に出生される見込みとしましては、30人程度を予定しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 9ページ、初めてではないかと思えますけれども、企画総務費の中で、高速バスPR広告料ということで100万1,000円ほど予算化されていますけれども、その内容ですね。どのようなPRを考えているのか、その内容と、それから15ページの一番下、文化財保護費、文化財保護事業の中での修繕料、これが62万7,000円ほど出されておりますけれども、この修繕内容について、どのようになっていますか。

以上です。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） 石橋議員のご質問にお答えいたします。

高速バスのPR用広告料であります。町のPRを目的といたしまして、銚子・東京間を運行します高速バスの車体両面及び後部にラッピング広告を掲載するためのデザインを含めたラッピングシート作成、車体への施工等の費用として計上させていただきました。

製作期間は約半年間、令和6年の4月からの運行開始を目指したいと考えております。

なお、運行経費につきましては、年間約70万円ほどかかってまいりますので、来年度の当初予算に計上したいと考えております。

質問にありましたPRの内容であります。まず、神崎町に来ていただくところ、発酵であったり子育て支援といったところをPRするデザインを今後、考えていきます。

いと思っております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 浅野教育課長。

○教育課長（浅野 憲治君） 石橋議員のご質問にお答えいたします。

西之城貝塚の建物、覆っている建物があるんですが、その保存建物が、経年劣化と構造上の問題から、雨水が流入しております。貝塚の破損が確認されておりますので、早急にその被害を抑えるために、外壁の防水の工事が必要となりました。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

6番 荒井議員。

○6番（荒井 葉一君） 2点ほどお伺いします。

13ページ、合併浄化槽の補助金なんですけど、356万円の補助金がありますけど、これは何期分で、どのぐらいか教えていただきたいと思います。

それと、14ページ、消防団運営事業で61万5,000円、これの雨合羽ということなんですけど、これの総数と、各分団に何着ずつ行くのか、それを教えていただきたい。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 私のほうから、合併処理浄化槽の基数についてご説明をさせていただきます。

今回補正で計上させていただきました356万円でありますけれども、今回は5基分、単価でいいますと、71万2,000円を5基分ということで、補正の予算を組ませていただきました。

以上です。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

消防費につきましては、雨合羽のほう、本部分としまして8着、各分団に6着ずつ13部、合わせて86着を給付する計画でございます。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第6号 令和5年度神崎町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程9 議案第7号 令和5年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 令和5年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,100万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものにつきましては、7款、繰入金では、一般会計繰入金として出産育児一時金の増額に伴う繰入金を100万円計上するほか、財政調整基金からの繰入金を418万4,000円減額いたします。

8款、繰越金では、令和4年度決算の確定に伴う実質収支額として、前年度繰越金2,116万9,000円を計上いたします。

歳出の主なものにつきましては、2款、保険給付費では、出産育児一時金として、支給対象者の増に伴い、150万円を計上いたします。

5款、保健事業費では、データヘルス計画策定に係る支援業務委託料として、50万円を計上いたします。

6款、基金積立金では、財政調整基金積立金として、1,560万円を計上いたします。

8款、諸支出金では、令和4年度分の保険給付費等の交付金の返還が必要となったため、償還金40万円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 収入の県支出金、国保事業は県が主体となって今、行っていますが、県から入る、これは療養給付費と両方を足したものだと思うんですが、5億600万ほど入ります。これの積算方法、積算根拠と、逆に今度、県に町から支払う納付金1億8,200万の積算根拠、方法を教えてください。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） すみません、今のは決算のほうの内容ということでしょうか。（「そうじゃなくて、この数字はどのように出しているのかということ。何を掛けて、何を足して、こうなるのかということ」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 暫時休憩いたします。

（午前11時50分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時55分）

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 大変お待たせして、申し訳ございません。

まず、県支出金の5億600万ですけれども、基本的な計算根拠としては、歳出のほうの保険給付費に該当する分を県からそのまま頂けるといふもの、プラス、健診等をやったときに、特別交付分というのがありますので、そちらのほうを上乗せされた分が、県の支出金で来るといふような形になります。

逆に、歳出のほうの国民健康保険事業の納付金につきましては、ちょっと計算根拠は細かくてなかなか出しづらいですけれども、基本的には、県のほうから全体の県の市町村の医療費等の内容を見て、それからそれを市町村単位の規模単位で割り返したものを、こちらのほうに請求が来るといふような形で、こちらのほうからこの納付金という形でお支払いするということになっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、国保会計は、県のほうから5億来て、町のほうから1億幾らか納付するといふ感じになるんですか。そうすると、町の今の国保会計は、財政がよくなっているわけなんですか。結果的に。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） お答えいたします。

基本的に、以前、全て医療の給付まで町単独へ行っていたのが、今回、もう5年ぐらいになるんですけれども、広域化ということで、県のほうが主体になって財政運営のほうをしておりますので、以前に比べますと、突出した支出がないような形にはなっておりますので、かなり安定した国保財政の運営が可能になっているという状況でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 9番 高橋正剛議員。

○9番（高橋 正剛君） 不納欠損が312万三千何がしあります。この内容を教えてほしいことと、あと収入未済があります。これは来年は……。

○議長（高柳 智君） 高橋議員、補正ですか。

○9番（高橋 正剛君） 補正です。あ、ごめん、違いました、これは。

○議長（高柳 智君） 違いますよね。今のは取下げでよろしいですか。

○9番（高橋 正剛君） はい。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございますか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第7号 令和5年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程10 議案第8号 令和5年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第8号 令和5年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,890万円とするものであります。

今回の補正は、令和4年度の保険給付費等の確定に伴う精算が主な内容となっております。

その概要を申し上げます。

歳入につきましては、2款、支払基金交付金として46万2,000円、3款、国庫支出金、介護給付費負担金として298万円を計上いたします。

6款、繰入金として、低所得者保険料軽減分と、職員給与費、事務費分、合わせて634万5,000円、7款、繰越金として、前年度繰越金441万3,000円を計上いたします。

歳出につきましては、1款、総務費では、人事異動に伴い、職員給与費を590万円計上いたします。

4款、基金積立金では、令和4年度精算金の余剰金として、618万3,000円を計上いたします。

5款、諸支出金では、第1号被保険者保険料還付金11万5,000円、令和4年度の国・県等への精算金183万8,000円、一般会計繰出金16万4,000円をそれぞれ計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第8号 令和5年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

すみません、ただ今、澤田課長より訂正がございます。

澤田課長。

○町民課長（澤田 達也君） 申し訳ございません。先ほど第2号議案で、固定資産評価審査委員の寶田議員からのご質問を受けた内容なんですが、資料に誤りがございま

して、申し訳ございません。

報酬なんですけれども、私、5,000円で変わりなしということで言ったんですが、ちょっと資料を間違えていまして、元は7,100円であったものが、5,000円に平成16年で切り替えになっておりましたので、誠に申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（高柳 智君） 休憩いたします。

（午後0時35分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時30分）

◎日程第11 認定第1号～日程第15 認定第5号

及び日程第16 報告第1号から日程第17 報告第2号の一括上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第11 認定第1号から日程第15 認定第5号及び日程第16 報告第1号から日程第17 報告第2号は、令和4年度決算に関するものですので、一括議題といたします。

議案等を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） ただ今、議長のご配慮により、認定第1号から第5号、報告第1号及び第2号を一括上程させていただくことになりましたので、提案理由を申し上げます。

初めに、令和4年度神崎町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の認定と事業報告でございます。

決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見をつけて上程するものであります。

なお、決算審査は、7月19日、21日、24日、26日の4日間で実施していただきました。

令和4年度一般会計では、重点事業としまして、神崎パーキングエリアの整備に合

わせた道の駅発酵の里こうざき改修事業に係る土木工事をはじめ、町道成田神崎線の流末排水路工事や町道神宿松崎線の道路改良工事等の投資的事業を実施いたしました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計におきましては、適正な保険給付に努めました。

水道事業では、安全な水道水の安定的な供給と、公営企業としての健全経営に努めました。

その他の主要施策の成果及び計数につきましては、お手元に提示したとおりでございます。

次に、報告第1号及び第2号について申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各指標につきましては、令和4年度決算に基づき算出したものですが、本町においては、実質赤字及び連結実質赤字はなく、実質公債費比率及び将来負担比率についても基準を下回っております。

また、水道事業においても、資金不足はございません。

今後も、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） ここで、本日、飯田耕一代表監査委員にご出席いただいておりますので、令和4年度決算審査等意見書についてご説明いただきます。

飯田監査委員、よろしくお願いたします。

○監査委員（飯田 耕一君） それでは、少し長くなりますが、意見書についてご報告いたします。

先ほど町長から話がありましたが、7月に4日間、石橋議員と一緒に決算審査を行いました。そして、8月23日に決算審査の意見書として、新たに選ばれましたアライ監査委員と一緒に町長に提出させていただきました。その概要について、ご説明いたします。少し長くなりますが、お聞きいただきたいと思います。

一般会計及び3特別会計ですが、各会計の決算書等が慣例法令に基づき作成されているかを確認するとともに、各会計の財政状況及び主要施策の実績等に留意し、計数の確認、証拠書類、実質収支に関する調書等を精査し、関係職員から説明を受けて審査をしました。

また、同法241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類の審査も行い

ました。同法ではなく、地方自治法ですね。

7 ページ以降に総括、歳入歳出の概要について記載してありますが、表のほう分かりやすいと思いますので、表に基づいて説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。下の表が、平成25年度からのこの町の財政収支の状況です。一番下の欄が令和4年度です。歳入総額が32億3,797万9,000円、歳出総額が29億7,456万5,000円ということで、差引き2億6,341万4,000円の剰余金を生じました。この中で翌年度に繰り越すべき財源、繰越事業に充てるものですね、それがありますので、4,030万6,000円を差し引いた残り、実質収支が2億2,310万8,000円となりました。

令和4年度は、前年度から続く新型コロナウイルス感染症対策事業に加えまして、緊急生活支援事業、応援券事業ですが、それをはじめとして、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金事業、道の駅改修工事実施設計業務、さらに同じく道の駅のバックヤード工事、町道成田神崎線流末排水整備工事等を実施いたしまして、さらに経常業務を行われ、滞りなく遂行されました。健全財政を堅持しながら、効率的な業務を執行できたことは、評価すべきことと考えます。

町財源の基礎である町税の徴収率は向上し、県内で唯一、県庁税務課職員の短期派遣制度を活用し、滞納処分の早期着手と強化を図ることなどをして、徴収率の向上に努めていることは、評価すべきことと考えます。

4 ページをご覧ください。歳入の状況です。これを款別に見ていきますと、11番、中段ですが、地方交付税が12億542万円と、引き続き高くなっておりませんが、前年度と比較しまして減額になっています。これは、交付税は税込と必要額との差引きですので、税込が増加しましたので、その影響で交付税が減っております。税込の増加は、固定資産税の減価償却費について、コロナ特例で減額があったのですが、その減額特例がなくなったということで、約3,000万円ぐらい増額しています。その結果、交付税も少し減っております。

国庫支出金、15番ですが、3億8,173万2,000円で、前年度と比較しまして4,401万4,000円の減額です。これは、子育て世帯等臨時特別支援事業、高校生以下に1万円ずつ交付しましたが、その交付金事業の終了によりまして、大幅な減額になったことによるものです。

一番上の町税ですが、先ほど申し上げましたとおり、コロナ禍での固定資産税が増額しております。金額的には3,656万5,000円。その主なものは、減価償却費になるかと思えます。

それから、この中で、ちょっと見えませんが、法人税が300万円くらい増加してい

ます。はっきりしたことは申し上げられませんが、景気回復の予兆、そういったものがあるのかというように理解しております。

一番下に、町債があります。これについて簡単に説明します。3,366万5,000円、前年度が1億913万4,000円です。これについては、ほとんどが多分税額だと思うんですが、臨時財政特例債というものです。令和3年度、1億円発行していますが、臨時財政特例債というのは、国において県、市町村に配る財源が足りなくなる場合があります。理論上必要な金額は総務省で出しますが、その理論上必要とする交付税の金額に足りない分、どうするかといいますと、その分、取りあえず県、市町村、地方公共団体に借金をしてもらいます。借金をしてもらいまして、翌年度以降、2年度、3年度以降になる場合もありますが、地方公共団体の償還金に合わせて、交付税が上乗せされています。ですから、この令和3年度、1億借りておりますが、これについて、多くが後年度、町の税金を使わずに、交付税のほうで算入された上乗せ額をもって返還するというような制度です。

もう一度申し上げますと、国のほうで交付税が必要とする金額が不足します。もう十数年来、不足していますが、その不足した金額について、県、市町村、各地方団体に借金をしてもらいまして、その借金の返済に合わせて、交付税の上乗せをするという制度です。そういった地方債が、令和4年度は3,300万円、令和3年度は1億あったということです。

以上ですが、一般会計について見ますと、限られた財源で効率的な予算執行に努められたことが認められます。

次に、各会計についてご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。これについては表がありませんので、文章でご説明いたします。書いてあることについて、主要な点を読ませていただきます。

まず、国民健康保険事業特別会計です。

本会計の決算は、歳入総額7億3,931万6,000円、歳出総額7億814万7,000円で、実質収支は3,116万9,000円となっております。これは、平成30年度から国民健康保険制度が大幅に改正され、国保の財政運営の主体を県が行うことになったため、財政の安定化が図られていることによるものと思われれます。

国民健康保険税現年分の徴収率は95.4%、滞納分が33.8%で、全体では89.4%。前年度の徴収率が88.5%ですので、若干増加しております。

町税と比較すると、やはり依然、低い徴収率になっております。税負担の公正・適正という点からも、徴収対策の一層の努力と工夫が望まれます。

また、国保の財政調整基金も1億7,000万円を超えており、会計は安定しております。しかし、今後も医療費の増加が予想されます。事業運営に厳しさが増していくかと思われまので、特定健診の受診率向上に努め、医療費の低減に努めることが今後、必要になってくるかと思えます。

9ページ上段をご覧ください。介護保険事業特別会計です。

歳入総額6億7,219万2,000円、歳出総額6億6,777万7,000円で、実質収支441万5,000円となっております。

歳入の92.3%は、年金からの特別徴収であり、100%の徴収率です。

普通徴収分の徴収率は、現年度分92.0%、滞納繰越分19.9%となっております。現年度分滞納繰越分ともに、徴収率が減少しました。失礼しました。現年度分が95.6%から92%、滞納繰越分が51.4%から19.9%ということで、両方とも徴収率が減少しております。

徴収率の減については、物価高騰などの影響もあると思われまますが、引き続き介護給付制限に該当しないよう、制度やサービス内容の周知とともに、保険料納付の啓発に一層努めていただきたいと思います。

歳出では、保険給付費が令和3年度決算と比較して3,522万7,000円、6.1%増加しております。今後は、さらに高齢者の増加に伴い、保険給付費が増加すると思われまので、地域包括支援センターと連携し、つるかめ料理教室、運動教室等の事業を通じ介護予防の取組を強化することは、将来の介護給付費の増加を緩和するものと考えまます。

また、在宅介護のための運動サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座等の事業の充実に努めていただきながら、今後も被保険者数、認定者数、サービス利用者、給付費の伸びに注意を払う必要があるかと思えます。

9ページ下段をご覧ください。後期高齢者医療特別会計です。

歳入総額8,991万7,000円、歳出総額8,989万5,000円、実質収支2万2,000円となっております。

令和4年度から、団塊の世代が75歳に到達し、年々、被保険者数の増加が見込まれ、また、1人当たり年間医療費が、県内でも高い状態が続いております。後期高齢者健診の受診率の向上に努めてもらい、医療費の低減につながることを期待しております。

10ページをご覧ください。次に、財産ですが、先ほど町長からの報告がありましたが、大きな異動はありません。

当該年度の増減を見てまいりますと、土地・建物については、増減はありません。

出資による権利も増減はありません。

物品については、令和4年度中、軽乗用自動車1台を増やし、小型乗用自動車1台を廃車したため、台数に変更なく、36台のままです。

債権は増減がなく、現在高は9万7,000円となっております。

続いて、基金の状況ですが、これも文章により説明します。

基金全体の決算の年度末現在高は25億5,303万8,000円で、昨年度に比較しまして2億5,302万2,000円の増加となりました。

増加した主なものは、財政調整基金1億2,462万7,000円、公共施設整備基金1億751万1,000円、国民健康保険財政調整基金2,300万2,000円です。

反対に減少したものは、介護保険財政調整基金296万で、取崩しによるものです。

財政調整基金の基金残高が、後ほどご説明しますが、県内市町村でもかなり高位に位置しております。計画的な積立てと取崩しが必要かと思えます。

運用・保管の方法は、確実かつ有利なもの判断できました。

細かいところは、決算書の厚い冊子の177ページに、各基金の増減の状況が載っておりますので、後ほどご覧いただければ幸いです。

11ページの結論です。

審査の結果、令和4年度神崎町一般会計・特別会計は、その計数に誤りがなく、証書類も整備され、会計経理も適正に処理されているものと認められます。

経常収支比率83.9%、実質公債費比率3.7%と、健全財政が維持されております。

実質収支比率は、直近の3か年が9.9%、11.4%、10.5%と高めで推移しております。今後、財政見通しを精査して、財源を有効に使っていただきたいと思えます。

少子高齢化・人口減少など、地域の現状と課題を踏まえ、事務事業のより一層の創意工夫等とチャレンジが必要と考えます。

また、今後、公共施設の大規模改修が予測されるため、公共施設整備基金は、その必要額を見込み、適切に確保する必要があるかと思われます。活気のある神崎町の創造のため、今後も安定的な財政運営を堅持し、効率的な行財政運営に努められることを期待しております。

最後に、水道会計です。13ページをご覧ください。

決算書及び事業報告が、関係法令に基づき作成されているかを確認するとともに、財政状況及び主要施策の成果等に留意し、計数の確認、証拠書類等を精査し、関係職員から説明を受けました。

収益的収支は、事業収益2億1,742万8,000円、前年度比2.2%増に対し、費用1億8,

463万5,000円、前年度比3.2%増で、差引き3,279万3,000円の純利益が生じました。

事業収益の主なものは、給水収益が1億1,231万2,000円、営業外収益として、給水申込負担金504万円、補助金3,552万9,000円となっております。

費用の主なものは、人件費4,031万2,000円、経営費4,664万1,000円、減価償却費9,243万8,000円、支払利息519万円となっております。

14ページをご覧ください。資本的収支です。

収入ゼロに対しまして、支出4,603万7,000円。4,603万7,000円の不足となっております。

支出の主なものは、建設改良費210万1,000円、固定資産取得費456万3,000円、企業債償還金3,937万3,000円となっております。

先ほど、4,603万7,000円の不足とご説明しましたが、その不足額は、主として損益勘定留保資金で補填しております。損益勘定留保資金の主なものは、減価償却費ですね。減価償却費は支払いがありません。費用として落としますが、内部に資金として留保されているものです。その減価償却費で不足額を補填しております。

経営の状況は、令和4年度の給水世帯数が2,041世帯で、前年度に対して20世帯の減となり、給水人口は4,832人で、前年度に対し98人の減となりました。

年間有収水量も安定し、経常経費も一定していること、そして、一般会計からの繰入金もあることから、ここ数年、経常利益は3,000万円から4,000万円を計上しております。その結果、キャッシュフローも年度末残高が2億5,000万円を超えており、比較的、安定した経営状況にあります。漏水処理、配水管の布設など、外部に発注することなく、水道職員が自主施工で実施しており、経費の節減に努めていることは、大変評価できます。

今後、老朽化した配水管の布設替えや大規模な配水地等の改修・新設も予定……、予測ですね、予定というか予測なんですけど、これはどうなるか分からないところがあります。それは水道会計が周辺と合併するという話が県のほうで進められておりますので、その進め方次第によっては、そこの工事が合併された一部事務組合等で行われますので、これについては、改修・新設については予測ということですが、そういったことで、仮に自分のところでやることになった場合、大きな金額が必要となりますので、今後、収益の向上に努め、自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

次に、15ページから18ページをご覧ください。最初に局長から報告のあったとおりです。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、普通会計については、健全化判断比率及び資金不足比率を審査しました。水道事業会計については、資金不

足比率について審査しました。いずれも適正に作成されております。その旨、8月23日に、町長に審査意見書を提出いたしました。そのことを申し添えます。

以上で、令和4年度の決算審査等の意見書の説明とさせていただきます。

以上が各会計の決算の報告ですが、今年度も、昨年度に引き続き、契約関係について重点的に見させていただきました。一部改善を要する点がありますが、おおむね適正に執行されておりますことを申し添えます。

以上で、決算意見書の説明を終わらせていただきます。

最後に、先ほど局長から配付いたしました資料について、町の財政状況について、参考までにご説明いたします。

千葉県地図3枚の表ですが、これをちょっと見ていただきたいと思います。経常収支比率の状況、それから財政調整基金と残高比率の状況、それから実質公債比率の状況という3枚の表がありますが、これは千葉県内で町の財政がどんな状況になっているか、位置しているかということを見るための資料で、これは県の市町村課のほうで毎年、作っているものです。令和4年度はまだ出ておりませんので、令和3年度でご説明いたします。

まず、経常収支比率ですが、2年前のこの場所で経常収支比率についてご説明いたしましたので、それをお聞きになっている方は非常に分かりやすいかと思いますが、簡単に言いますと、地方公共団体の財政構造の弾力性、どれだけ余裕があるかということ判断するための指標です。

分母には、町の税金及び町に交付される交付税、あと消費税の交付金等を入れます。いわゆる補助金のように紐つきでないお金が分母になります。

分子については、これは必ず出ていくような経費、誰がどうしようとも、どうしようもなく出ていく経費が町のほうにはあるんです。人件費であるとか、借金返しの公債費であるとか、各種必要な補助金、それから光熱費とか電算等の委託費とか、必ず出てきます。それと毎年、恒常的にどうしても出ていく経費、これが分子になります。

分母は、先ほど申しましたけど、紐つきでない経費。それを分母にして、今の分子を乗けますと、神崎町は令和3年、分母は22億2,600万円です。分子が17億7,900万円。これを比率で見ますと、79.9%。千葉県全体の地図で見ますと、上のほうに表がありますが、ここには神崎町は入っていません。いわゆる80%以上で書いてある。例外的に神崎町はこの経常収支率が低いということです。80%を切っている団体は、神崎町だけではなくて、この下のほうを見ますと、九十九里沿いに九十九里町、白子町、睦沢町、長南町、東京湾沿いに鋸南町、これらの団体が80を切っておりまして、非常

に弾力性のある財政構造になっているということです。経費を節減していること、さらに事業を抑制していることの結果、こういったことになっているかと思います。

次に、ちょっと財政調整基金を飛ばしまして、次のページに、実質公債比率の状況とあります。これは大事なので、これを少し説明いたします。

実質公債比率は、分母に税収と交付税、さっき話しました紐つきでない経費ですね。財政用語で標準財政規模といいますか、それを分母に持ってきてまして、分子に地方債の借金返し、元金と利子をその年幾ら返したかということを持ってきます。ですから、自由に使えるお金のどのくらいが借金返しに使われたかということです。

神崎町を見てきますと、令和3年度、分母が22億で、分子が69億で、3.4%となります。先ほど歳入のとき、一番下で町債のことで説明しましたが、配布すべき交付税の不足を補うために、かつて発行した臨時財政特例債の令和3年度の借金返済金、それに見合った金額が交付税で算入されております。ですから返済額は、決算書を見てもらうと分かりますが、2億5,000万です。そのうち1億8,100万円、返済額は2億5,000万ですが、1億8,100万円について、地方交付税で措置されています。ですから、実質的に町の税金で返すお金は6,900万です。

もう一度申し上げますと、ですから分母が22億なんですが、分子は決算書上は2億5,000万と書いてありますけど、実質的な税負担になるのは6,900万。したがって、3.4%の公債費。ですから公債費比率も、実質公債比率という言葉を使っています。要はそういった交付税で補填されるものを除いた経費で見ていきます。公債費比率と言った場合については、2億5,000万円分の22億になりまして、結構高くなります。実質的には6,900万でやりますので、相当低くなって、3.4%になります。

さらに付け加えますと、神崎町の令和4年度の借入金残高、地方債残高が16億7,900万円あります。そのうちの13億7,800万、16億7,900万のうちの13億7,800万円が、先ほどから申し上げましている臨時財政特例債です。ですから、元利償還金の82%が交付税で今後措置される、補填されていくということで、非常に実質負担が少ないというような町の状況になっております。

ここで、この表の説明はそこまでなんですが、地方債が多いのがいいのか、少ないのがいいのかという議論があるんですが、地方債は単なる借金ではありません。住民負担の均てん化を図るといような大きな目標が1つあります。

具体的に申し上げますと、例えば町が福祉施設をつくります。全体費用が20億かかります。補助金が10億円。それで残りの10億円をどういうふうにご利用するかといった場合、3つあります。その年の税金で当てはめる、基金を取り崩す、さらに町債を

起こす、借金をすると、この3つ、どういうふうに組み合わせるかなんですが、その組合せを考える場合、大事なことは、今後、福祉施設が20年、30年使われるとしますと、その住民サービスを受ける人たちは、10年、20年先までいるわけです。後年度の利用者である住民も借金返しを手伝いましょうと、みんなで均てん化しましょうと。5年後、10年後、20年後、30年後の方にも借金返しを負担してもらいましょうということで、住民負担の均てん化を図るということですね。10年後、20年後の税収から返していくということですね。そういったことで、地方債には単なる借金ではなくて、住民負担の均てん化を図るという大きな意味合いがあります。

今の例でいいますと、補助残の10億円を余裕資金、基金の取崩し、町債をどう振り分けるかということを考えることになりますが、住民負担の均てん化が望ましい事業、事業によって違いますが、住民負担の均てん化が望ましい事業であれば、町債をどれだけ起こすか、要するに有効利用するかというようなことをいろいろ検討する必要があります。ですから、その事業によって異なってくるかと思えます。

以上が、地方債の考え方です。

続きまして、財政調整基金、これ、簡単に触れます。表で見ても見ますと、財政調整基金は、先ほど見てもらいましたが、この表で見ますと、神崎町は50%以上の団体です。分母が、何度も申し上げますが、標準財政規模、税収と交付税です。分子が、財政調整基金と減債基金。公共整備目的はここに入りません。財調と減債基金です。これが分子になります。

これで見えていきますと、まず財調については、基本的には大規模災害等の発生や、大幅な税収減などがある場合、取崩しを行って、各年度間の財源の不均衡を調整するための目的です。分子の部分は、先ほど申し上げました。

神崎町の残高比率なんですが、令和4年度、標準財政規模が21億2,000万、財調が12億9,200万、減債基金が8,000万円。比率で見ますと、64.8%です。

したがって、この表でいくと、50%以上の団体で、旭市から南房総市、山武市、神崎町、多古町、鋸南町とありますが、非常に財政調整基金がきちっと用意されているということだと思います。

ただ、町は財政規模が大きくありませんので、この12億9,200万円と減債の8億8,000万、これだけで何か起こった場合、足りるかというようなことは、懸念されるものがあります。千葉市とか市川市とか大きな団体が10億、20億持っているのと違いますので、その辺、財政規模が小さいので、単に比率が高いから安心だというわけではないと思います。

以上、財政調整基金の状況ですが、財調だけではなくて、公共施設整備基金も含めまして、おおむねの積立て目標、目安をもちまして、財政の安定化と効率的な運営に努めることが必要かと思えます。

以上、資料のご説明です。ご清聴ありがとうございました。

○議長（高柳 智君） 飯田監査委員、ありがとうございました。

以上、認定第1号から認定第5号の審議はこれまでにとどめ、6日に総務文教常任委員会、8日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ審査を行い、質疑、討論、採決は14日に一括で行うことといたします。

◎散会の宣告

○議長（高柳 智君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は14日午前10時から会議を再開いたします。長時間ご苦勞さまでございました。

（午後2時15分）